岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例(昭和38年岩手県条例第52号)の一部を次のように改正する。

<u> </u>	连宋例(哈和36年	<u> </u>	17/10/2 / 1	- HP C D(- / · w	0							
		改正前				改正後								
J表第 2 (第13	3条関係)					別表第2 (第13条関係)								
区分	工作物を設置す		地下埋設物を設置			区分	工作物を設置す			地下埋設物を設置				
	る場合(電柱類	工作物を	電柱類を	する場合				る場合(電柱類	工作物を	電柱類を	する場合			
	又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ			又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ		
施設の	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー		施設の	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー		
種類	を除く。)			トル未満	トル以上		種類	を除く。)			トル未満	トル以上		
岸壁	[略]		1本ごと	1メート	[略]		岸壁	[略]		1本ごと	1メート	[略]		
物揚場			に1年に	ルまでご			物揚場			に1年に	ルまでご			
桟橋			つき 380	とに1年			桟橋			つき 360	とに1年			
船揚場	[略]		<u>円</u>	につき <u>82</u>			船揚場	[略]		<u>円</u>	につき <u>78</u>			
漁具干場				<u>円</u>			漁具干場				<u>円</u>			
漁港施設用	[略]						漁港施設用	[略]		1				
地							地							
荷さばき所	[略]						荷さばき所	[略]						
野積場	[略]						野積場	[略]						
道路	[略]						道路	[略]						
[略]			1	1			[略]	<u>'</u>		1	1	1		
表第5(第14	1条関係)					別	表第5(第14	4条関係)						
区分	工作物を設置す	電柱類を	注類を 地下埋設物を設置 置する する場合			E A	工作物を設置す 工作物を		電柱類を	を 地下埋設物を設置				
	る場合(電柱類 設置しな					設置する	区分	る場合(電柱類	設置しな	設置する	量する する場合			

	又は地下埋設物	い場合	場合	外径40セ	外径40セ			又は地下埋設物	い場合	場合	外径40セ	外径40セ	
	を設置する場合			ンチメー	ンチメー			を設置する場合			ンチメー	ンチメー	
	を除く。)			トル未満	トル以上			を除く。)			トル未満	トル以上	
水域	[略]		1本ごと	1メート	[略]		水域	[略]		1本ごと	1メート	[略]	
公共空地	[略]		に1年に	ルまでご			公共空地	[略]		に1年に	ルまでご		
			つき 380	とに1年						つき 360	とに1年		
			<u>円</u>	につき <u>82</u>						<u>円</u>	につき <u>78</u>		
				<u>円</u>							<u>円</u>		
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。